

7監総第820号

令和8年2月10日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和8年1月22日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、同人の緊急避難費用等の要請に対して、関係職員が必要な対応を行わないことを違法・不当として、必要な措置を講ずることを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

しかしながら、請求人の要請に対して関係職員が対応を行わないことは、上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、本件請求は都の財務会計上の行為を対象としたものとはいえない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。